

〔翻訳〕

Michael J. Graetz 著  
「死亡時の未実現のキャピタル・ゲイン課税  
—昨今の提案に関する評価—」(1973年)〔完〕

古賀敬作訳

【訳者はしがき】

本稿は、Michael J. Graetz（エール大学名誉教授）が、1973年に Virginia Law Review (59巻5号830頁)に公表した、原文英語の「死亡時における未実現のキャピタル・ゲイン課税—昨今の提案に関する評価—」(Taxation of Unrealized Gains at Death - An Evaluation of the Current Proposals-)、と題する論文の日本語仮訳である。本論文の構成は、以下の通りである。なお、文中の訳者補注は、原文の脚注を訳者が任意に一部取り上げたものである（原文ママ）。

- ・序論
- ・改革の必要性
- ・未実現のキャピタル・ゲインに対する課税
- ・改革の複雑性

(以上、第68巻第1号)

- ・個別具体的な提案の下での取得価額の決定

- ・改革の個別具体的領域

1. 小額遺産
2. 個人と家族への効果
3. 生存配偶者への財産譲渡
4. 生命保険
5. 慈善団体への財産譲渡

(以上、第68巻第2号)

6. 世代跳躍信託における財産

7. 損失

8. 税率

(以上、第68巻第3号)

9. 評価日

10. 非流動性遺贈の特則

- ・結語

(以上、第68巻第5号)

## 9. 評価日

AET と財務省提案の双方は、所与の「取得価額引き上げ」前に生ずる利得（ゲイン）を死亡時課税から免除する。AET プランのもと、利得、損失ともに、新たな評価日に算定される。財務省提案のもと、納税者は、制定日前に取得された財産に係る利得（通常所得を除く。）を算定するに当たっては、現行法に基づき算定されるその財産の調整取得価額か、あるいは制定日時点における財産の価額のいずれかを自身の取得価額として用いるという選択肢を有する。これは、制定日以前に相続人により取得された移転財産に係る損失の算定上、取得価額は、この両者の価額よりも低い。

これに対して、下院と上院の取得価額引継ぎの法案はどちらも、新たな評価日を定めていない。当該取得価額引継ぎは、制定以後に死亡したすべての被相続人の遺産に適用される。後者の提案は、被相続人がその取得価額について十分な帳簿を有するということを要請されるが、現行法のもと、当該被相続人がその死亡まで資産を保有することは要請されないという事実を失念している。かかる問題を取り扱い損ねたことはこれらの法案は、非常に不十分な法案であることは明らかである。

新たな評価日前に生ずるすべての未実現の含み益に係る租税を免除する、AET ないし財務省規定は、いずれかの提案に導入するといういうのが公平な方法であろう。しかしながら、この方法には二つの選択肢が存し、両者は新たな納税義務に基づく歳入を拡充する。最初の選択肢は発効日の延長の規定である。そのような規定により、納税者には新たな準則に順応する期間が容認されるが、最終的には制定日前に生じた未実現の含む益には租税を課される。例えば、当該規定は、被相続人の死亡が制定日後 3 年を超える、そうした被相続人に対してのみ適用される旨を定め、故に、すべての者に遺産計画を修正する 3 年の期間を付与することとなる。

いま一つの選択肢は、ある期間に亘り、課税を段階的におこなうというものである。段階的課税規定のもと、制定日以降 1 年の間に死亡した者については、死亡時実現の提案から除外し、同時に、制定日以降 2 年の間に死亡した者ないしそれに続く年間に死亡した者に納税を要請する。2 年度に死亡した者については、その利得に対して  $1/10$  を課税し、3 年度に死亡した者についてはその利得に対して  $2/10$  を課税し、当該規定が十分に効力を生ずる 10 年度までそのように課税をおこなう。AET ないし財務省提案に引き起こされるある種の執行上ないし評価上の問題は回避され得るが、その弱点は、死亡した者がその取得価額の帳簿を維持しているということを仮定するに際しての不当な仮説に存する。

英国の経験は、新たな評価日に関する選択的提案を評価するのに有用である。英国においてキャピタル・ゲイン税が導入された時、新たな評価日以後に生じた利得のみが、租税を課された。課税は、市場性のある有価証券や開発された土地を他の資産から区別した。前者に係る利得を算定するため、1965年 4 月 6 日時点での実際価額が、通常、用いられた。しかしながら、ある資産の売却による実際価額が1965年 4 月 6 日時点における当該資産の価額に比して低い場合には、より小さい利得に対して租税が課されるに過ぎなかった。同様に、1965年 4 月 6 日からの損失額よりも低い実際コストに応ずる損失が存する場合には、

より小さい損失が控除されるに過ぎない。実際の利得と評価日の評価に基づく損失が存する場合（あるいはその逆の場合）には、利得も損失も認識されなかった。

閉鎖的会社（非公開会社）の株式や未開発の土地のようなその他の資産については、英國の制度では、1965年4月6日以後に実現した利得の部分の性質決定をするために、納稅者によるその取得からの期間に亘る、すべての資産に係る利得を配賦するための「時間的定式配賦法（time-apportionment formula）」が用いられた<sup>1)</sup>。しかしながら、もっとも、この時間的定式配賦法がアービトラリーであることは明らかである。さらには、各々資産の実際の取得価額ないしその取得日についての知識が利用され得ないのであれば、当該方法は稼働しない。英國の立法担当者が強要させられたこれら二つの要素により、納稅者は上場株に適用される同一の準則に基づき、1965年4月6日時点の実際の市場価格に則って性質決定される資産に係る課税対象となる利得を有する選択を認められる。このような選択は、取消撤回不能であった<sup>2)</sup>。

それにもかかわらず、この時間的定式配賦法は一瞥したところ、有用な手法となっているようにおもわれる。米国の内国歳入庁に相当する英國の代理人である歳入庁（Inland Revenue）は、当該方法を必要だと考えた。なぜならば、すべての資産、とりわけ非上場株式を評価するためには人員不足を感じたからである。当該時間的定式配賦法は非上場株式を含め多くの場合に用いられ、歳入庁は実際に、執行コストをセーブしてきた。しかしながら、当該選択規定は、主に公平な配慮事項のために施行されるのだが、賢明な実務家は大部分の租税をセーブするしようと約束されたいずれかの方法を選ぼうとするため、期待される蓄えを侵食する。即ち、この実施は、翻って、取得価額の二重算定を要請した。

さらには、選択肢規定の取消撤回により、公平な執行が困難となった。一般に、実務家は歳入庁が資産を評価するに当たってどの要素が重要であるかを気づかないうちに、選択を求められる。好ましからぬ仮定がおこなわれ、それが後々、選択されなかった評価方法がより好ましいということになったしまったときには、多くの納稅者は、その選択時にはすべての関連する事実と状況に気づかなかつたという理由でその撤回を試みた。歳入庁が「用いられる評価の取得価額について単純な勘違いが存する」場合には、その撤回を認め始めたとき、当該歳入庁内ではかなりの物議をかもした。賢明でない選択肢に関する論争解決に夢中になるが故に、時間的定式配賦法が生み出し得る執行上ないし人員上のサービスは激減した。

1) 例えば、非公開株が1962年4月6日（1965年4月6日の3年前）に取得され、1970年4月6日（1965年4月6日から5年後）に\$1000の利得で処分された場合には、課税対象となる利得は\$625となる。つまり、総額\$1000の5/8である。時間的定式配賦法の適用上、1946年4月6日の20年以上前に取得された資産は、1945年4月6日に取得したとみなされる。

2) 1968年法は、上場株式と債券に関して、実際の利得が低いか、あるいは損失が実際より多額か否かにかかわらず、その処分時に1965年4月6日の実際の価額を用いる選択をすることを者に認める旨を定めた。この選択の適用上、株式と債券は2つに分類された。（1）普通株式と（2）固定金利の株式債権である。当該選択は、これらの分類の各々でおこなわれ、その分類中で、1965年4月6日時点で保有されている全ての資産に適用された。当該選択はまた、取消撤回不能であった。

思うに、英國の経験から明らかに得られた教訓は、出来るだけ選択肢がないように固定化され準則の適用の必要性である。非上場株その他の資産の評価に係る義務的な時間的定式配賦法は評価の異なる数多くの資産の実際評価の必要性を排除するようにおもわれるが、当該時間的定式配賦法は選択的な評価方法を探らずして起動し得えないということが分かる。翻って、このことは、そのような定式方法の合理性を弱体化させる。このことは、ある個別具体的な評価日におけるすべての資産に評価を求めることが、より良いアプローチであるであることを提言している。実際価額の使用がその納税者にとってより利点があることが証明された場合には、当該納税者は実際価額を用いて利得または損失を算定する選択肢を与えられるのであるが、実際価額がより便益があるということを決定するのに、当該納税者には負担になることは明らかである。

すでに述べたように、1968年の財務省提案のもと、利得は、納税者の選択において、調整取得価額か、あるいは新たな評価日の価額かのいずれかを用いて算定され、同時に、損失については、実際価額か、あるいは評価日の価額かのいずれか低い価額を用いて算定される。この後者の二分法は不必要である。簡素で効率的な行政執行の観点からすれば、損失決定の目的上、一の価額（評価日における価額）にIRSを縛り付けることはより好ましいのと同時に、そこには、納税者の利点に資する場合には、実際価額を選択する選択肢を当該納税者に認めることとなる。

新たな評価日における資産の鑑定は、勿論、結果として追加的な執行コストとなる。遺産・贈与税の適用上、資産は当期に評価されるのだが、死亡時に移転される資産の納税者の取得価額は、現行法のもと、関連性は有さない。もっとも、評価日の鑑定が租税法にすでに包摂されている領域に複雑性を加えるという事実は、そのような鑑定が遺産税の執行における便益的効果を有するという事実により部分的ではあるが、複雑性は相殺される。遺産税の決定に当たっては、政府の人員は高い評価で議論され、納税者は低い評価で議論する。このことは、当事者に各々の議論や見積もられた評価への同上を説き、結果として、ある個別具体的な資産の評価に関する論争は幾分、解決が容易になりうる。

とはいっても、家財を除き、新たな評価日におけるあらゆる資産の評価に係る負担は最小化され得ない。これは、死亡時のキャピタル・ゲイン課税の一コストである。パートナーシップ持分、閉鎖的企業（非公開会社）の株式、および単独事業者における資産のような資産の評価は、高額となり得る。それは即ち、納税者の負担となり得るし、IRSにとってもその執行コストの増加になるということは疑いもない。そうだとしても、新たな評価日は、利得損失の算定に当たっては適用されるべきである。

## 10. 非流動性遺贈の特則

とりわけ農業やファミリー事業にみるような非流動資産から構成される遺産の受益者は、現行法の改正に反対する。検討中の提案は、これらの資産を直截的には取り扱わないが、農業を含む閉鎖的事業における持分については、未実現の評価益に対する死亡時課税から除外すべきである。この類の資産の広範な除外が採用された場合には、死亡時のキャピタ

ル・ゲイン課税は、まさにイレギュラーに適用され得る。寛大に拡充された対価準則はこの不公平を回避し得る。

閉鎖的事業に対する除外は、相當に技術上の困難を惹起する。思うに、当該除外は、閉鎖的企業と同じ法人成りしていない事業やパートナーシップを対象とする。しかし、夥しき数の準則は、特定の法人がこの除外に関して適格性を有するか否か規律する必要がある。例えば、価額に議決権を考慮に入れる帰属の準則は、株式所有者の決定を実施するのに必要である。他の準則は、法人またはパートナーシップが少なくとも一の営業または事業の積極的遂行に従事することを要請するのに必要であるし、あるいは十分な資産が事業に貢献している場合には、すべての資産は当該除外の適用対象となる旨を定めるのに必要である。他方、投資を目的として保有されている資産とは対照的に営業または事業の用に供する資産に限り、当該除外を認めるが望ましいともいえる。加えて、除外される資産にシーリングを設けることも検討されるべきである。例えば、\$1,000,000のフラットのシーリングが選択された場合には、一般的な除外が、一切の事業における価額の最初の\$1,000,000について適用されなければ、\$1,000,000を超える事業について公平性の問題が生じ得る<sup>3)</sup>。後者の準則が採用される場合には、当該除外の適用が一般化し、死亡時の所得課税の影響がまさに軽減される。加えて、他の規定と当該除外規定とを統合する必要があることは、言うまでもない。例えば、\$60,000の取得価額の除外は、当該特例の除外が施行される前に、ファミリービジネスに対して適用される。

小規模事業の除外が規定された場合には、取得価額引継ぎが除外資産に関して適用されるであろう。減価償却資産および棚卸資産の大部分から構成される遺産に関しては、死亡時キャピタル・ゲイン課税に比してより厳格となり得る。例えば、建物全体の遺産については、キャピタル・ゲイン税を犠牲して、減価償却に係る新たな取得価額を獲得することになる。新たな取得価額に基づく通常所得の税率での将来の節税に係る当期の割引現在価値は、死亡時のキャピタル・ゲイン税のコストの近似値となりそうである。先に述べたように、25%の限界税率は通常所得資産とキャピタル・ゲイン資産の双方に適用される場合には、標準的な納税者は事業用資産に対する取得価額引継ぎを定める準則に基づく利得がありそうである。

寛大に拡充された対価の支払い準則は、除外に相応しくない。そのような規定のもと、必要とされる運転資本は減退するのではなく、納税者は繰り延べられた租税の額に係る利息を支払うのである。これらの規定は、政府に事業価値の低下のリスクを部分的にシェアするように要請する。これは、遺産の価値が租税に基づいて低下する場合には、租税の一部は無視される。かかる拡充された支払い対価の準則は、ファミリービジネスまたは農業を除く替わりに規定されるべきである。

3) 問題は、\$1,000,000またはそれより低いの価額を有する資産を含む事業が租税の賦課から除外されるかということである、\$1の追加的な価額は、租税において\$250,000増税を誘発する。

### 結語

現行法は死亡まで資産を保有することにより所得税を回避する機会を納税者に与える。国債や地方債のような持分に対する租税の免除と異なり、この準則は到底、政府の目標として設計されない。さらには、死亡時移転される鑑定資産の除外を排除するために、現行租税法を改革することを拒否することは、それが租税上の救済に資するという理由で正当化され得ない。かる提案は、改革は、一切の変更が高所得納税者のみに適用されるということを確実にする規定を含む。改革は、さらなる公平を生み出し、所得税または遺産税の救済、あるいは金融政府プログラムを提供する追加的な歳入を確保し、現行法の「ロックイン」効果を削減する。改革はまた、二重課税の不公平を防止する。結局、死亡時の評価益に対する課税の利点は、取得価額の引継ぎの利点より大きいが、当該取得価額の引継ぎは現行法より好ましい。提案により修正を加えられたものの、AETは、受け入れ可能な選択肢である。もっとも、改革が採用されるか否かにかかわらず、議会は複雑で扱い難い一連の準則を制定することにより、その改革の潜在的な便益を削減しないよう注意しなければならない。

(了)